

入札説明書

名古屋高速道路公社の令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第3工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第4工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第1工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）は、事後審査方式による一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る入札公告に基づく入札等については、別に定めるもののほか、本入札説明書によるものとします。

※ 本入札公告に記載の工事は、4件の工事を対象に、一括して公告し、共通の技術資料で審査を実施する工事です。4件の工事について入札に参加することはできますが、複数の工事について同一の者が受注することはできません。

※ 本件の入札にあたっては、参加を希望する工事ごとに入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出及び入札が必要です。

申込書及び技術資料の提出にあたっては、「提出書類作成にあたっての注意事項」（別添資料3）を必ず確認してください。

1. 公告日 令和3年4月2日（金）

2. 契約者 名古屋高速道路公社 理事長 新開 輝夫

3. 担当部課 〒462-0844 名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 総務部会計課（契約担当）
電話 052-919-5642

4. 工事概要

- (1) 工事名 ①令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第3工区）
②令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第4工区）
③令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第1工区）
④令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）

- (2) 工事場所 ①高速3号大高線 大130～大215 呼続出口 笠寺入口
②高速3号大高線 大215～大358 星崎入口 大高入口
知多入口 名四入口 名古屋南 JCT Eランプ
③高速3号大高線 大38～大84 高辻出口
④高速3号大高線 大84～大130

(3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年2月28日（月）まで

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事です。

(6) 本入札は、技術の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）で実施します。

(7) 本工事は、予定価格の事前公表工事です。

①令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第3工区）の予定価格

金 330,600,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- ②令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第4工区）の予定価格
金 318,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- ③令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第1工区）の予定価格
金 307,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- ④令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）の予定価格
金 264,900,000円（消費税及び地方消費税抜き）

- (8) 本工事は、名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱（平成16年通達第8号。以下「低入札要綱」という。）に規定する調査基準価格及び失格判断基準を設定しています。
- (9) 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）（以下「電子入札システム」という。）により行います。本入札への参加は、本公告に定める入札書の提出期間において、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく認定認証事業者が発行した電子的な証明書（注）を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、かつ電子入札システムへICカードによる利用者登録を行っていることが必要となります。

また、ICカードの名義人（商号又は名称、所在地を含む。）は、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）の一般競争有資格者名簿に登録された代表者である必要があります。ただし、公社との入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、当該受任者を名義人としたICカードによるものに限りません。

なお、電子入札システムにより難しい者は公社の承認を得て紙入札方式に代えることができます。この場合の「紙入札方式参加承認願」は名古屋高速道路公社電子入札要領（平成20年通達第5号。以下「電子入札要領」という。）の様式2を使用してください。

（名古屋高速道路公社HP→入札契約情報→要綱・要領等→名古屋高速道路公社電子入札要領）
（注）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号により定義されたもの。

- (10) 本工事の入札参加に当たり、電子入札システムでは次の工種を選択してください。
 - ・電子入札システムで選択する工種「舗装工事」

5. 競争参加資格

- (1) 公社における一般競争有資格業者のうち、次に掲げる事項に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可その他の法令の定めにより営業に関し資格を必要とする業種について、その資格を有しない者
 - ③ 7.（1）に示す入札参加申込書及び技術資料（企業及び配置予定技術者の実績、加算点申告表、提案書及び技術提案書）（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から起算して2年前の日以降において、次に掲げる事項に該当したと認められる者（法人である場合には、その役員であった者でその行為について相当の責任を有する者、個人である場合においては、その支配人又は法定代理人であった者で、その行為について相当の責任を有する者を含む。）
 - ア 公社との契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
 - イ 公社が執行した競争入札において、公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - ウ 公社との契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 公社が行う監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 公社との契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 公社との契約により、契約後に代価の額が確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- ④ ①から③までに該当する者を入札の代理人として使用する者
 - ⑤ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑥ 申込書等の重要な事項について虚偽の記載をする者又は重要な事項について記載をしない者
- (2) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、名古屋高速道路公社が行う契約からの暴力団排除に関する合意書（平成 19 年 7 月 2 日付け名古屋高速道路公社総務部長・愛知県警本部刑事部長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) 公社の舗装工事に係る令和 2・3 年度の一般競争有資格業者の決定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、公社が別に定める手続に基づく一般競争有資格業者の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 愛知県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 平成 23 年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した、本工事と同種の工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合に限り、
・同種工事の要件
名古屋高速道路、市街地における高速道路又は市街地における高速道路以外の自動車専用道路で行った、交通規制を伴う舗装面積が 10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事をいう。
（参考）
市街地とは、総務省統計局国勢調査による人口集中地区（DID 地区）をいう。なお、実績は、工事施工期間時点での DID 地区。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を専任で配置できること。
- ① 1 級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者
 - ② 平成 23 年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した、（6）に掲げる同種工事に従事した経験を有する者
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
 - ④ 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（申込書の提出日以前 3 ヶ月以上の雇用関係をいう。）にあること。
- 契約の履行における配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限り、
- (8) 提出された技術資料のうち技術提案書の提案内容が別添資料 1 に示す公社の設定している標準案以上であることとします。全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。
- (9) 申込書の提出日から開札の日までの期間において、工事等の契約に係る指名停止等の取扱要領（平成 9 年通達第 8 号。以下「指名停止取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 4.（1）に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることが、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得（平成 18 年通達第 27 号。以下「入札心得」という。）に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
 - 以下のいずれかに該当する二者の場合
 - ア 親会社等と子会社等の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除きます。

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。）の相手方としないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(13) 本工事は、建設業法 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(14) 名古屋高速道路公社が発注した工事のうち、過去 2 か年度（令和元年度及び令和 2 年度）に元請けとして引渡し完了した工事の実績がある場合は、工事成績評定点の各年度の平均点が 2 年間連続して 60 点未満でないこと。

6. 設計業務等の受注者等

(1) 5. (10)の「4. (1) に示した工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者です。

株式会社ティーネットジャパン

(2) 5. (10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者です。

① 当該受注者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7. 申込書等の提出期間等

(1) 本入札の参加希望者は、別添資料 3「提出書類作成に当たっての注意事項」及び次に従い、電子入札システムを用いて申込書等を提出してください。ただし紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」により期日までに 3. の公社会計課あてに送付（必着）してください。

なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。

① 提出期間

ア 電子入札の場合

令和 3 年 4 月 2 日（金）午前 10 時 00 分から

令和 3 年 4 月 16 日（金）午後 4 時 00 分までの電子入札システム稼働時間

（電子入札システムの稼働時間は、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除いた日の午前 8 時から午後 8 時まで）

イ 紙入札の場合

令和 3 年 4 月 2 日（金）から令和 3 年 4 月 16 日（金）までの休日を除いた日の午前 10 時 00 分から午後 4 時 00 分まで

② 留意事項

①の期間の経過後に到達したものについては、本入札に参加することができませんので十分留意して提出してください。

また、上記4.(1)に記載した複数の工事に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- ・「入札参加申込書」（別記様式1）については、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。
- ・「参加を希望する工事の一覧」（別記様式9）については、同一内容のものを参加を希望する全ての工事に必ず提出すること。
- ・「企業及び配置予定者の実績」（別記様式2）、「加算点申告表」（別記様式3）、「加算点算出チェックリスト【入札参加者用】」及び「技術提案書」（別記様式4）については、参加を希望する工事のうち、8(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申込書にまとめて添付すること。

(2) 入札参加申込書は、別記様式1により作成してください。

(3) 企業及び配置予定技術者の実績は、別記様式2により作成してください。

なお、①企業の実績の同種工事の施工実績及び②配置予定技術者の同種工事の従事経験については、平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして工事が完成し、引渡しが済んでいるものの中から代表的なもの1件を記載してください。

① 企業の実績

5.(6)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載してください。

② 配置予定技術者の実績等

ア 5.(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種工事の従事経験を記載してください。

また、監理技術者の配置を予定している場合は、監理技術者資格者証の交付年月日等及び監理技術者講習修了証の修了年月日等を記載してください。

イ 配置予定の技術者は、複数の者を記載することができますが、事後審査により技術者を評価する過程においては、資格、実績等が一番低いと判断される者で評価します。

なお、配置予定の技術者を複数記載する場合は、別記様式2及び別記様式3（加算点申告表）を配置予定の技術者ごとにそれぞれ提出してください。

ウ 工期が重複する他の工事（本工事に係る入札公告に関係ない工事をいう。）に、本工事に配置予定の技術者と同一の技術者の配置を予定する場合において、当該他の工事の入札において落札者又は落札候補者と決定された時点で、直ちに本工事に係る申込書の取下げ又は入札の辞退を行ってください。

この場合において、申込書の取下げは、取下げの申請書を提出し、入札の辞退は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信してください。ただし、既に入札書を送信しているときは辞退できません。

なお、紙入札の承認を受けた者が辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに書面により辞退届を提出してください。

他の工事を落札したこと又は落札候補者となったことにより本工事に配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。

(4) 総合評価の加算点申告表は、別記様式3により作成してください。

① 企業の能力

ア 公社が発注した同種工事の施工実績

平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、公社が発注した同種工事の施工実績の有無

イ 同種工事の工事成績

平成23年度から令和2年度まで（過去10年間）に、公社、国土交通省及び自治体等が発注し、元請

けとして引渡しが完了した工事のうち、同種工事の工事成績評定点（ただし、他機関発注工事については、工事成績表定点に**低減率（0.94）**を乗じるものとする。）

ウ 優良工事表彰の有無

平成23年度から令和2年度末まで（過去10年間）における、公社、国土交通省及び自治体等における優良工事表彰の有無（工種は問わない。）

エ ISO9001及びISO14001の認証取得状況

本入札に参加する本店、支店又は営業所がISO9001及びISO14001の認証を取得しているか否か

② 技術者の能力

ア 公社が発注した同種工事の従事経験

平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡しが完了した工事のうち、公社が発注した同種工事に従事した経験の有無

イ 現場代理人又は主任（監理）技術者として従事した同種工事の成績

平成28年度から令和2年度末まで（過去5年間）に公社、国土交通省及び自治体等が発注し、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の工事成績評定点（ただし、他機関発注工事については、工事成績表定点に**低減率（0.94）**を乗じるものとする。）

ウ 継続教育（CPD）単位の取得

令和2年度の1年間における継続教育（CPD）の単位取得の有無

エ 技術者表彰の有無

平成28年度から令和2年度末までに公社、国土交通省及び自治体等が発注した工事における技術者表彰の有無。（受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください）

③ 地域精通度・貢献度

ア 地域拠点

建設業法に基づく本店の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内（名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市）又は愛知県内にあるか否か

イ 災害協定等の締結・活動実績

次の（ア）、（イ）のいずれかに該当するか否か

（ア） 令和3年度、公社との災害協定等を締結している

（イ） 平成28年度以降申込書提出日までに公社との災害協定等に基づく活動実績がある

ウ ボランティア活動に対する表彰又は感謝状の有無

平成28年度以降申込書提出日までに愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動による行政機関からの表彰又は感謝状の有無

エ 事故等による安全対策

（ア） 工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無

平成28年度以降申込書提出日までに国土交通省及び自治体等の発注機関からの工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無（元請け、下請けは問わない。）

なお、工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としません。

（イ） 公社発注工事施工中の事故等による指名停止、文書注意、口頭注意の有無

8.（3）①を参照

オ 公社からの独占禁止法違反等による指名停止、文書注意、口頭注意の有無

8.（3）①を参照

④ 加算点算出チェックリスト

加算点申告表と併せて提出してください。

(5) 技術提案書

- ① 8. (2)①に掲げる「舗装の品質・出来形向上対策」、「沿道環境に対する配慮」についての技術的事項に対する所見を技術提案書（別記様式4）に記載してください。
- ② 技術提案書に記載する内容が標準案より優れていると認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではありません。
- ③ 技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合、公社は無償で使用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではありません。

(6) 技術提案書に対する審査等

- ① 技術提案書の技術的所見に対する審査及び評価は、技術審査会にて行います。
- ② 技術提案書の記載内容が適正と認められない場合は、加算点評価を行いません。なお、提案内容は具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の提案は認めません。

(7) その他

- ① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ② 理事長は、提出された技術資料のうち技術提案等に関する資料については競争参加資格の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- ③ 提出された技術資料は、返却しません。
- ④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めません。
- ⑤ 技術資料作成に関する説明会は実施しません。
- ⑥ 技術資料に関する問い合わせ先

ア (3)、(4)、(5)及び(6)に関しては、次のとおりです。

〒453-0804 名古屋市中村区黄金通7丁目28番1号

名古屋高速道路公社 メンテナンス事業部保全企画課（事業計画担当）

電話 052-461-4406

イ その他の項目に関しては、3. に同じです。

8. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式です。

- ① 5. の競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
- ② 技術資料の評価結果により、最大40点の加算点を付与します。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値を用いて落札者を決定します。

総合評価落札方式に関する詳述は、別添資料2「総合評価落札方式の内容」によるものとし、その概要を次に示します。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目：各評価項目の評価指標の内容を次に示します。

① 技術提案書等に関する事項

「舗装の品質・出来形向上対策」

「沿道環境に対する配慮」

上記の評価項目をもとに、現場条件等を踏まえた適切性、優位な工夫などにより審査します。

② 企業の能力に関する事項

③ 技術者の能力に関する事項

④ 地域精通度・貢献度に関する事項

災害協定等の締結と活動実績、ボランティア活動、安全工事表彰、不誠実な行為などにより評価

します。

(3) 入札の評価に関する基準

① 本工事の総合評価に関する加算点付与の考え方は以下のとおりとします。

評 価 項 目			加算点 (下記に示す点数の範囲で付与する)		
技術提案 (下表②参照：参考例)	舗装の品質・出来形向上対策		12	20	
	沿道環境に対する配慮		8		
施工の信頼性	企業の能力	公社が発注した同種工事の施工実績の有無 ※1)	施工実績あり	1	7
			施工実績なし	0	
		過去 10 年間の同種工事における工事成績 (他機関発注工事も可) ※2)	78 点以上	3	
			74 点以上 78 点未満	2	
			70 点以上 74 点未満	1	
			70 点未満	0	
		過去 10 年間の優良工事表彰の有無 (他団体発注工事も可) ※3)	公社または他団体の実績 2 回以上	2	
			公社または他団体の実績 1 回	1	
			実績なし	0	
		ISO9001, ISO14001 の認証取得状況 ※4)	両方取得	1	
	どちらか 1 つ		0.5		
	両方とも取得なし		0		
	技術者の能力	公社が発注した同種工事に従事した経験の有無 ※5)	従事した経験あり	1	7
			従事した経験なし	0	
過去 5 年間に現場代理人または主任(監理)技術者として従事した同種工事の成績 (他機関発注工事も可) ※6)		78 点以上	3		
		74 点以上 78 点未満	2		
		70 点以上 74 点未満	1		
		70 点未満	0		
継続教育 (CPD) 単位の取得状況 ※7)		年間推奨基準以上の取得あり	1		
		上記に該当しない	0		
過去 5 年間の技術者表彰の有無 (他団体発注工事も可) ※8)		公社からの実績あり	2		
		他団体からの実績あり	1		
	実績なし	0			

地域精通度・貢献度	地域内の拠点の有無	地域拠点（本店所在地）※9)	名古屋高速道路 整備計画路線管内	2	6
			愛知県内	1	
			上記のいずれにも該当しない	0	
	災害協定等に基づく活動実績	公社との災害協定に基づく活動実績 ※10) と年度単位における災害協定等の締結	協定に基づく活動実績あり	2	
			協定等を締結している	1	
			上記のいずれにも該当しない	0	
	ボランティアによる地域貢献	愛知県内で実施した道路に係わるボランティア活動に対する行政機関からの表彰又は感謝状の有無 ※11)	表彰又は感謝状あり	1	
			実績なし	0	
	事故等による安全対策	ア国土交通省及び各自治体等の発注機関からの工事中の安全に関する表彰又は感謝状の有無 ※12) イ公社発注工事における施工中の事故等※13) による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合 ウ公社以外の発注工事で施工中の事故等※13) により公社より指名停止を受けた場合	表彰又は感謝状あり	1	
			実績なし	0	
			指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
	指名停止等	公社から独占禁止法違反等※14) による指名停止、文書注意、口頭注意を受けた場合	指名停止期間終了後の3～6ヶ月間 文書注意後2ヶ月間 口頭注意後1ヶ月間 ※15)	-3	
合計加算点の最大値				最大40点	

※1) 平成23年度以降申込書提出日までに、元請けとして引渡し完了した工事のうち、公社が発注した交通規制を伴う舗装面積が10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事の施工実績を評価。

※2) 平成23年度から令和2年度まで（過去10年間）に、元請けとして引渡し完了した工事のうち、名古屋高速道路、市街地における高速道路又は市街地における高速道路以外の自動車専用道路で行った、交通規制を伴う舗装面積が10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事の工事成績を評価。

ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率(0.94)**を乗じて得た成績を評価。

《例》他機関発注工事の工事成績が7.8点の場合：7.8×0.94＝7.332 → **7.4点未満** → 加算点：1点

(注)

市街地とは、総務省統計局国勢調査による人口集中地区（DID地区）をいう。なお、実績は、工事施工期間時点でのDID地区

※3) 平成23年度から令和2年度まで（過去10年間）に公社又は他団体（国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。）における優良工事表彰を受けている場合を評価（工種は問わない。）。

※4) 本入札に参加する本店、支店又は営業所が、ISO9001及びISO14001の認証を取得、又

はISO9001若しくはISO14001のいずれかの認証を取得している場合に評価

- ※5) 平成23年度以降申込書提出日までに、元請けとして引渡し完了した工事のうち、公社が発注した交通規制を伴う舗装面積が10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事に従事した経験を評価。
- ※6) 平成28年度から令和2年度まで(過去5年間)に、元請けとして引渡し完了した工事のうち、現場代理人または主任(監理)技術者として従事した、名古屋高速道路、市街地における高速道路又は市街地における高速道路以外の自動車専用道路で行った、交通規制を伴う舗装面積が10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事の成績を評価。
ただし、他機関発注工事の工事成績については、**低減率(0.94)**を乗じて得た成績を評価。
《例》他機関発注工事の工事成績が78点の場合： $78 \times 0.94 = 73.32 \rightarrow 74$ 点未満 \rightarrow 加算点：1点
- ※7) 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体からの証明書により、令和2年度の1年間において、1年間で取得すべき年間推奨基準以上のCPD単位(ユニット等)を取得していることが確認された場合、評価。
- ※8) 平成28年度から令和2年度まで(過去5年間)に、公社又は他団体(国土交通省、各高速道路会社、都道府県、政令指定都市をいう。)が発注した工事に対しての技術者表彰の実績を評価(工種は問わない。)(受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。)
- ※9) 建設業法に基づく本店の所在地が名古屋高速道路整備計画路線管内(名古屋市、小牧市、一宮市、清須市、豊山町、東海市、北名古屋市)または愛知県内を評価。
- ※10) 平成28年度以降申込書提出日までに、公社との災害協定に基づく活動実績がある場合、又は令和3年度において公社との災害協定等を締結している場合に評価。活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業実績も含まれます。
- ※11) 評価対象期間は、平成28年度以降申込書提出日までとします。防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象としません。
- ※12) 評価対象期間は、平成28年度以降申込書提出日までとします。元請け、下請けは問いませんが、工事の安全に関するもののみを評価し、優良工事表彰等については評価の対象としません。また、イに該当する場合は評価しません。
- ※13) 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故、過失による粗雑工事をいいます。
- ※14) 独占禁止法違反等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、競売入札妨害又は談合、建設業法違反行為、不正又は不誠実な行為をいいます。
- ※15) 指名停止期間終了後の減点(マイナス)評価期間については以下のとおりとし、技術資料提出期限日を基準日とします。なお、文書注意、口頭注意についても、技術資料提出期限日を基準日とします。なお、文書注意、口頭注意についても、技術資料提出期限日を基準日とします。

指名停止後の期間	
指名停止措置期間	処置後のマイナス評価期間
2週間以上1ヵ月以内	3ヶ月間
1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間

② 技術提案の評価項目は、以下のとおりとします。

評価項目	評価基準	加算点
舗装の品質・出来形向上対策	以下の項目①～②について工夫したポイントが記述され、かつその工夫・提案に関しての具体的な手法の記述によりその内容の効果・効用等の優位性が確認された場合に評価します。 ①舗装（伸縮継手部付近を含む）の平坦性確保のための施工方法に関する技術提案 ②ICT を活用した現場状況の収集及び進捗管理が可能な方法に関する技術提案	12
沿道環境に対する配慮	以下の項目③～④について当該現場に即した工夫のポイントが記述され、かつその工夫・提案に関しての具体的で確実に行われる手法の記述によりその内容の効果・効用等の優位性が確認された場合に評価します。 ③都市内での施工に配慮した騒音・振動の低減対策に関する技術提案 ④都市内での施工に配慮した粉塵飛散防止対策に関する技術提案	8

※ 評価項目（舗装の品質・出来形向上対策、沿道環境に対する配慮）で求める技術テーマ4項目に対応する技術提案について評価します。

舗装の品質・出来形向上対策における技術提案は、上表の項目①～②の1項目につき2件の計4件まで、沿道環境に対する配慮における技術提案について、上表の項目③～④の1項目につき2件の計4件までとし、1項目につき3件以上の提案がなされた場合は、提案順（記載順）に2件のみを評価対象とします。

【例】1項目につき2件の計4件

項目①…3件（A, B, C）の提案

項目②…2件（D, E）の提案 →A, B, D, Eの計4件の提案を評価対象とします。

提案内容が、標準案と同等と認められるものについては加算点を与えません。

提案内容が、申込書提出日までにNETISの有用な新技術として認定された技術を使用し、優位性が認められる場合は評価します。

(4) 落札者の決定

① 落札決定の順序の確定

今回公告した4件の工事は、予定価格の高い工事から順に落札決定を行うものとします。

落札決定は、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第3工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第4工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第1工区）、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）の順に行います。

② 落札者の決定

ア 入札参加者は価格をもって入札します。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点+加算点) / (入札価格)}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札候補者とします。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準に該当しないこと。

(イ) 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ 落札候補者が低入札価格調査の対象とならない場合又は低入札価格調査の対象となった場合でも失格とならなかった場合は、落札候補者を落札者と決定します。

ウ 落札候補者が落札者に決定した場合は、落札決定の順序が後となる工事におけるその者の入札書を無効とします。

③ 低入札価格調査の対象となった場合

落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回り、低入札価格調査の対象となった場合の取扱いについては次のとおりとします。

ア 落札決定の順に従って落札候補者を決定し、低入札価格調査を実施します。

イ 落札決定の順序の早い工事において落札候補者の入札価格が低入札価格調査の対象となった場合、落札決定の順序が後となる工事についても落札決定を保留とし、落札決定の順序の早い工事の落札者が決定した後、保留とした工事の落札決定を行うものとします。

ウ 落札決定の順序の早い工事において低入札価格調査を実施した結果、落札候補者が失格となった場合は、他の入札参加者のうち評価値が最も高い者を落札候補者とします。

この場合、落札決定の順序が後となる工事については改めて落札決定の順に従って落札候補者を決定します。

なお、落札候補者が低入札価格調査の対象となった場合には、調査のうえ、落札者を決定します。さらに、その者が低入札価格調査の結果失格となった場合は、同様の手順を繰り返します。

エ 落札候補者が落札決定の順序の早い工事において低入札価格調査の対象となり、かつ、低入札価格調査を実施した結果失格となった場合は、落札決定の順序が後となる工事のうち、入札価格が低入札価格調査の対象となる工事の入札書は無効とします。

【本方式による参考事例については、別添資料「落札者決定方法について(参考事例)」を参照のこと】

④ ②において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決めます。

(5) 評価内容の担保

① 技術提案内容の取扱い

技術提案書に記載された内容のうち公社が指定する技術提案については、契約図書（技術提案特記仕様書）に記載し、履行を確保するものとします。ただし、履行できない状況が発生した場合は、公社と受注者が協議するものとします。

② 工期の延長又は契約額の減額

工事完了前において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、再度の施工が可能なときは、引き続き債務として存続するため工期を延長するものとします。技術提案の性格から、再度の施工が困難又は合理的でないときは、不履行の状況に応じて次式により契約額の減額を行います。ただし、減額は入札価格の10%を上限とします。

減額（入札価格の金額単位で切り捨て）

$$= \text{入札価格} \times \{1 - (100 + \text{不履行時加算点}) \div (100 + \text{契約時加算点})\}$$

③ 工事成績評定の減点

工事完了後の検査において、契約図書に記載の技術提案が受注者の責により履行されなかった場合、不履行の状況に応じて次式により工事成績評定の減点を行います。

減点（小数点以下第1位切り捨て）

$$= 10 \times (\text{不履行の項目数} \div \text{契約図書に記載の技術提案数})$$

(6) 技術提案の内容の審査結果は、入札参加者に対して落札者の決定後、速やかに通知します。

(7) 技術提案の内容の審査結果に対する説明

技術提案の内容の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面（別記様式10）により説明を求めることができます。

① 提出期限 審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内の毎日午前10時00分から午後4時00分まで

② 提出場所 公社会計課

③ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。理事長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面(別記様式11)により回答します。

9. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は任意)により提出してください。
- ① 提出期間 令和3年4月2日(金)から令和3年4月9日(金)まで
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで
 - ② 提出場所 3. に同じ
 - ③ 提出方法 書面は持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けません。なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和3年4月14日(水)午前10時00分から令和3年4月23日(金)午後4時00分まで、電子入札システム内の入札情報サービスにおいて、本件入札公告を掲載しているダウンロードページに、掲載します。あわせて、令和3年4月14日(水)午前10時00分から令和3年4月23日(金)午後4時00分までの休日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで、3. に同じ場所で閲覧に供します。

10. 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札書及び工事内訳書の提出期間
- ① 電子入札の場合
令和3年4月22日(木)午前10時00分から
令和3年4月23日(金)午後4時00分までの電子入札システム稼働時間
(電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで)
 - ② 紙入札の場合
令和3年4月22日(木)及び令和3年4月23日(金)の午前10時00分から午後4時00分まで
- (2) 開札日時
- ①令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事(第3工区)
令和3年4月26日(月) 午後2時00分(予定)
 - ②令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事(第4工区)
令和3年4月26日(月) 午後2時20分(予定)
 - ③令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事(第1工区)
令和3年4月26日(月) 午後2時40分(予定)
 - ④令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事(第2工区)
令和3年4月26日(月) 午後3時00分(予定)
- (3) 開札場所
名古屋市北区清水四丁目17番30号
名古屋高速道路公社 本社 6階 会議室
- (4) その他
4. (9)により紙入札の承認を受けた者は、一般競争入札の執行に当たり、理事長が競争参加資格のあることを認めた旨の通知書の写しを持参してください。

11. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出してください。なお、紙入札の場合は3. の公社会計課に持

参又は郵送してください。電送は認めません。また、郵送等の場合は、提出期限前日の正午までに必着とします。

- (2) 電子入札システムは、次のポータルサイトにアクセスして使用してください。なお、利用規約及び操作手引書等を熟読してください。

(名古屋高速道路公社HP→入札契約情報→あいち電子調達共同システム(CALS/EC)→あいち電子調達共同システム(CALS/EC)のポータルサイトへ)

URL <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

- (3) 実施方法

電子入札の実施は、電子入札要領により行います。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (5) 入札執行回数は、原則として1回を限度とします。

1.2. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

1.3. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求めます。
- (2) 工事費内訳書は、公社が指定する様式により作成し、電子入札の場合は、入札書に添付して送信してください。
紙入札の承認を受けた者は、入札書とは別の封筒に入れ、「工事費内訳書在中」の旨赤字で記入して、入札書とともに入札書の提出期間中に3.の公社会計課に持参又は郵送等で提出してください。電送は認めません。なお、郵送等の場合は、提出期日前日の正午までに必着とします。
- (3) 提出された工事費内訳書について、必要があると認められる場合には、当該工事費内訳書を提出した者に説明を求めることがあります。
- (4) 工事費内訳書の未提出又は内容に不備のある工事費内訳書(提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札額と内訳書の工事価格の著しい相違等)を提出した者のした入札を原則として、無効とします。

1.4. 開札

開札は、1.0.に掲げる日時及び場所において電子入札システムにより行うこととし、執行担当者立会のうで行います。なお、入札参加者のうち希望者は開札に立ち会うことができます。

紙入札の承認を受けた者は、開札時に立ち会いをしてください。ただし、当該紙による入札参加者が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない公社職員を立ち合わせて行うものとします。

1.5. 入札の無効

次に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 本入札説明書に示す競争参加資格を有しない者のした入札。なお、落札決定時において5.に掲げる資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当します。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 電子署名及び電子証明書のない電子入札

- (4) 代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のＩＣカードを使用する等ＩＣカードを不正に使用して行った電子入札
- (5) 現場説明書、入札心得及び電子入札要領において示す入札に関する条件に違反した入札

1 6. 事後審査の手続等

- (1) 落札候補者となった者は、事後審査に必要な書類を提出しなければなりません。
 - ① 提出期限 令和3年4月28日(水)午後4時まで
 - ② 提出場所 公社会計課
- ② 提出方法 持参又は郵送等により提出するものとし、電送によるものは受け付けません。
なお、郵送等の場合は、提出期日前日までに必着とします。
- ③ 提出書類 別記様式5、6、7、8及び添付資料(提出部数は正1部、副1部とします。表紙及びインデックスをつけて、フラットファイルに綴ってください。提出書類の表紙及びフラットファイルの背表紙には「工事名」及び「会社名」を記載してください。)
- (2) 評価項目の審査
加算点は、技術資料及び事後審査に係る書類に基づき、8.(3)の評価基準で審査して算出します。提出した書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合でも書類の再提出は認められません。
- (3) 落札候補者の事後審査の結果、競争参加資格がないと認められた場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。また、技術資料及び事後審査に係る書類を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の扱いとします。新たな落札候補者となった者は、次に従い、事後審査書類に必要な書類を提出しなければなりません。
 - ① 提出期限 別途公社から通知
 - ② 提出場所 1 6. (1) ②に同じ
 - ③ 提出方法 1 6. (1) ③に同じ
 - ④ 提出書類 1 6. (1) ④に同じ
- (4) 技術資料及び事後審査に係る書類の審査にあたり、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から減点を行います。ただし、入札参加者の申告した加算点が審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。
$$\text{減点} = \text{入札参加者が申告した加算点} - \text{公社が審査し算出した加算点}$$
- (5) 評価項目の審査結果に疑問のある者は、理事長に対してその内容について、次に従い、書面(別記様式1 0)により説明を求めることができます。
 - ① 提出期限 8. (7) ①に同じ
 - ② 提出場所 8. (7) ②に同じ
 - ③ 提出方法 8. (7) ③に同じ理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して1 0日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面(別記様式1 1)により回答します。

1 7. 落札者の決定方法

落札者の決定は、8.(4)により決定するものとします。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがあります。

落札者となるべき者の調査対象額が低入札要綱第3条第2項に基づく調査基準価格を下回った者で、かつ、

調査対象額の積算内訳が低入札要綱第5条第1項に基づく失格判断基準（予定価格の積算内訳の直接工事費の90%の額、又は共通仮設費の80%、又は現場管理費の80%、又は一般管理費の30%のいずれかを下回った場合）に該当した場合は、その者の入札は失格となります。

なお、予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）の対象となった場合において、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、その者を落札者とします。

※ 調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)から4)に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。ただし、その額が調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては調査対象額に10分の9.2を乗じて得た額とし、調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては調査対象額に10分の7.5を乗じて得た額とします。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

18. 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回り、かつ、失格判断基準に該当しない場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の低入札価格調査を行い、落札者の決定をします。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行いません。
- (2) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置が義務づけられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、5.(7)に定める要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとします。なお、当該技術者は施工中、主任技術者又は監理技術者を補助し、主任技術者又は監理技術者と同様の職務を行うものとします。
また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名、その他必要な事項を主任技術者又は監理技術者の通知と同様に理事長に通知することとします。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約についてはその契約の保証について請負金額の10分の3以上とします。また、別冊契約書案第4条第2項中「10分の1」を「10分の3」とし、第4項もこれに準じて割合を変更します。

19. 配置予定技術者の確認

落札者は、7.(3)の技術資料に記載した配置予定の技術者の中から必ず1名以上を当該工事の現場に配置してください。落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがあります。

なお、契約の履行における配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限りです。

18.(2)により増員となる技術者についても同様の扱いとします。

20. 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けた場合、又は、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

21. 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生じる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。

2.2. 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは、随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。

2.3. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 会社が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通知を行うとともに、捜査上必要な協力を行ってください。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により公社に報告してください。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、公社と協議してください。

2.4. 契約書作成の要否

別冊契約書案により、契約書を作成するものとします。

2.5. 支払条件

前払金40パーセント、部分払1回以内

2.6. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ

2.7. その他

- (1) 入札参加者は、入札心得、電子入札要領、別冊契約書案及び現場説明書を熟読し、これらを遵守してください。
- (2) 申込書等及び事後審査に係る書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 事後審査に係る書類の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った工事の施工実績に係る取扱いについては別紙のとおりとします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長を行った
工事の施工実績に係る取扱いについて

入札参加資格及び総合評価落札方式の評価において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止又は工期の延長（以下「一時中止等」という。）を行ったことにより完了しない工事の施工実績に係る取扱いは以下のとおりとします。

1 対象工事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて一時中止等を行った工事。

2 施工実績の取扱い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた一時中止等がなければ、参加申込書及び技術資料を提出する前日までに完了する予定であった工事は、完了したものとして施工実績の対象とします。

3 施工実績の対象とする項目

(1) 入札参加資格

ア 企業の施工実績

イ 配置予定技術者の施工実績

(2) 総合評価落札方式の評価項目

ア 企業の能力に関する事項の施工実績

イ 技術者の能力に関する事項の施工実績

4 提出資料

事前審査型の場合は申請書提出日に、事後審査型の場合は事後審査資料の提出にあたっては、以下の資料を添付してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて工事の一時中止等を行ったことを確認できる書類

(2) 工事の一時中止等を行う前の工期を確認できる書類

(別添資料1)

技術提案書作成にあたっての条件等

○ 評価項目：「舗装の品質・出来形向上対策」「沿道環境に対する配慮」について

(本工事における評価項目選定理由)

「舗装の品質・出来形向上対策」について

本工事は、高速3号大高線の舗装打換えを目的としたリフレッシュ工事です。舗設時の出来形確保及び現場の作業進捗及び工程把握の方法が課題であります。

よって、上記の課題に対し、以下に示す内容について標準案より優れた技術提案を求めます。

①舗装(伸縮継手部付近を含む)の平坦性確保のための施工方法に関する技術提案

②ICTを活用した現場状況の収集及び進捗管理が可能な方法に関する技術提案

上記①～②の1項目につき2件の計4件までとし、1項目につき3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件のみを評価対象とします。

「沿道環境に対する配慮」について

本工事では舗装の打換えに際して、作業時における周辺地域への騒音・振動の低減及び粉塵の飛散防止対策が課題であります。

よって、下記の内容について現場に即した標準案より優れた技術提案を求めます。

③都市内での施工に配慮した騒音・振動の低減対策に関する技術提案

④都市内での施工に配慮した粉塵飛散防止対策に関する技術提案

上記③～④の1項目につき2件の計4件までとし、1項目につき3件以上の提案がなされた場合は、提案順(記載順)に2件のみを評価対象とします。

(発注者の標準案)

1) 「設計図書」・「土木工事共通仕様書」に記載してある事項に満足する方法とします。

(条件)

1) 発注者が設定している標準案を満足すること。

2) 実施において他機関と協議が生じる可能性のある提案や、他工事との調整が必要となる可能性がある提案は評価しません。

3) 類似内容の技術提案は、評価の際は併せて1件の技術提案として取り扱います。

4) 提案内容は、具体的な根拠を伴い確認ができるものとし、抽象的な内容の提案は評価しません。

(根拠資料を添付すること。)

(別添資料2)

総合評価落札方式の内容

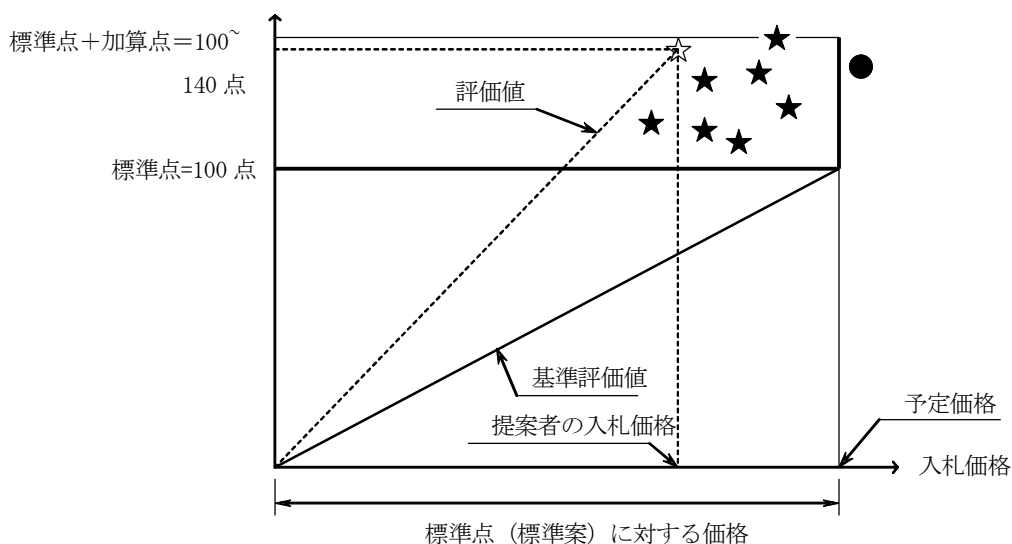
1. 総合評価落札方式（簡易型）の考え方

総合評価落札方式（簡易型）は、各評価項目毎の評価内容に係る点数評価方法であり、入札説明書 8. (3) 入札の評価に関する基準により点数を付与する方式です。

2. 総合評価の仕組み

① 総合評価の仕組み

総合評価の仕組みを以下に示します。



- ☆ : 落札者
- ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
- : 非落札者（予定価格以上）

基準評価値 = 標準点（100点） / 予定価格

評価値 = （標準点+加算点） / 入札価格

※ 予定価格 = 会社が設定した工事費， 入札価格 = 技術提案内容等に対する見積工事費

※ （標準点+加算点）の評価点の合計は、100点を下限値とします。

② 落札者の決定方法

以下の条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とします。

- a. 失格判断基準に該当しないもので、入札価格 ≤ 予定価格
- b. 評価値 ≥ 基準評価値

* 条件を満たした者のうち、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定します。

落札候補者に対して事後審査を行い、競争参加資格を満たしていること（標準点以上）及び技術資料の内容を確認した上で落札者を決定します。

3. 技術提案書の評価

会社が設定している標準案以上の技術提案を評価します。なお、全ての技術テーマに対する提案がない場合や「標準案どおり」のみの記載では競争参加資格を認めません。

提案内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとします。なお、下記に示すような提案内容については、評価しません。

- ① 提案内容が抽象的なもの
- ② 提案の表現が曖昧なもの
- ③ 提案の実行の有無が確認できないもの
- ④ 提案内容に明確な効果が認められないもの

4. 落札者の決定

評価値及び落札者の決定（入札参加者が10者の場合の例）

入札者	標準点	加算点 合計	点数 合計 (a)	入札価格 (億円) (b)	評価値 (a/b)	評価順位 (落札者)
①	100	15.00	115.00	1.4700	78.2312	3
②	100	12.25	112.25	1.7500	64.1428	8
③	100	28.00	128.00	1.5500	82.5806	☆ 1
④	100	16.25	116.25	1.8000	64.5833	7
⑤	100	18.00	118.00	1.7100	69.0058	5
⑥	100	15.50	115.50	1.4100	81.9148	2
⑦	100	30.00	130.00	1.8500	70.2702	4
⑧	100	20.00	120.00	1.3500	—	注1
⑨	100	30.00	130.00	2.3000	—	注2
⑩	100	21.50	121.50	1.8000	67.5000	6

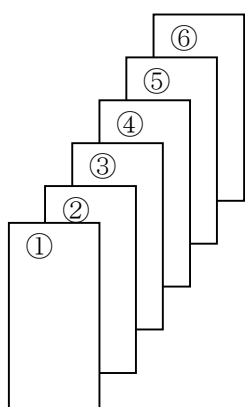
※注1：工事内訳書について失格判断基準に該当しているため。

注2：予定価格を上回っているため。

- ・ ☆：落札者
- ・ 予定価格=2.0(億円)、基準評価値=50.0000
- ・ 加算点、評価値については、小数第5位切り捨て。

(別添資料3)

提出書類作成に当たっての注意事項



番号	種類	様式
①	入札参加申込書	別記様式1
②	企業及び配置予定技術者の実績	別記様式2
③	加算点申告表	別記様式3
④	加算点算出チェックリスト【入札参加者用】	—
⑤	技術提案に関する書面	別記様式4
⑥	参加を希望する工事の一覧	別記様式9

(注) 複数の工事に参加を希望する場合は、以下のとおり提出すること。

- ・ ①については、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。
- ・ ②～⑤については、参加を希望する工事のうち、8(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の書類にまとめて添付すること。
- ・ ⑥については、同一内容のものを参加を希望する全ての工事に必ず提出すること。

【例】落札決定順序が1番、3番及び4番の工事に参加を希望する場合

落札決定順1番の工事の提出書類 … ①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥

落札決定順3番の工事の提出書類 … ①, ⑥

落札決定順4番の工事の提出書類 … ①, ⑥

1 電子入札の場合

- (1) 全ての書類を電子ファイルに変換し、上記の番号順に1つのファイルにまとめたうえで入札参加申込時に添付してください。
- (2) ファイル名は「工事名、会社名」とし、下記の例のようにしてください。
(例) 「令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事(第〇工区) △△建設(株)」.pdf(zip等)
- (3) 電子ファイルの容量が1メガバイトを超える場合は、入札参加申込書のみを電子入札システムにより送信し、申込書類一式をメールにて送信してください。ただし、電子入札システムからの申し込みとメールの送信は同日に行ってください。
メールアドレス: Nex.Denshitouroku@nagoya-expressway.or.jp

2 紙入札による場合

- (1) 提出書類は上記の順に綴り、表紙及びインデックスをつけてください。
なお、表紙には「工事名」及び「会社名」を記載してください。
- (2) 提出部数は正1部、副1部とします。

落札者の決定方法について（参考事例）

1. 落札決定の順序の確定

予定価格の高い順に落札決定の順序を確定する。

1. 予定価格の最も高い「W線塗装工事（Z工区）」が①番目の落札決定の順序に確定
2. 次に予定価格の高い「W線塗装工事（X工区）」が②番目の落札決定の順序に確定
3. 「W線塗装工事（Y工区）」が③番目の落札決定の順序に確定

W線塗装工事（X工区）				W線塗装工事（Y工区）				W線塗装工事（Z工区）			
予定価格	300,000,000 円			200,000,000 円			400,000,000 円				
調査基準価格	255,000,000 円			170,000,000 円			340,000,000 円				
	入札価格	評価値	割合	入札価格	評価値	割合	入札価格	評価値	割合		
A社	300,000,000 円	74.924	100%	168,000,000 円	79.993	84%	380,000,000 円	75.437	95%		
B社	255,000,000 円	83.626	85%	— 円	—	—	340,000,000 円	81.941	85%		
C社	285,000,000 円	82.001	95%	190,000,000 円	76.342	95%	360,000,000 円	82.076	90%		
D社	250,000,000 円	85.223	83%	160,000,000 円	80.007	80%	280,000,000 円	84.802	70%		

↓
↓
↓

②番目
③番目
①番目

失格判断基準に該当し、失格

2. 落札者の決定

1. ①番目の「W線塗装工事（Z工区）」について、評価値が最も高いC社を落札候補者として事後審査を行い、C社は低入札に該当しないので、C社を落札者に決定する。
2. ②番目の「W線塗装工事（X工区）」について、落札候補者D社の事後審査を行い、D社の入札価格が調査基準価格を下回っているため、低入札価格調査を実施する。なお、落札決定の順序が後となる③番目の落札決定を保留とする。低入札価格調査の結果問題がなければD社を落札者に決定する。
 低入札価格調査の結果、D社が失格となった場合は、①番目で落札者となったC社を除いた他の入札参加者のうち評価値が最も高いB社を落札候補者として事後審査を行い、落札者に決定する。（B社の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は低入札価格調査を実施し、調査の結果問題がなければB社を落札者に決定する。）
 また、D社は低入札価格調査の結果失格となった場合は、③番目の「W線塗装工事（Y工区）」についても失格とする。
3. ③番目の「W線塗装工事（Y工区）」については、①番目の落札者となったC社及び②番目の低入札価格調査の対象となったD社が無効となるので、他の入札参加者であるA社を落札候補者として事後審査を行うが、A社の入札価格が調査基準価格を下回っているため低入札価格調査を実施し、調査の結果問題がなければA社を落札者に決定する。

②番目 W線塗装工事（X工区）				③番目 W線塗装工事（Y工区）				①番目 W線塗装工事（Z工区）			
	入札価格	評価値	割合	入札価格	評価値	割合	入札価格	評価値	割合		
A社	300,000,000 円	74.924	100%	168,000,000 円	79.993	84%	380,000,000 円	75.437	95%		
B社	255,000,000 円	83.626	85%	— 円	—	—	340,000,000 円	81.941	85%		
C社	285,000,000 円	82.001	95%	190,000,000 円	76.342	95%	360,000,000 円	82.076	90%		
D社	250,000,000 円	85.223	83%	160,000,000 円	80.007	80%	280,000,000 円	84.802	70%		

↓
↓
↓

D社
A社
C社

【この様式は、参加を希望する工事ごとに必ず提出すること。】

別記様式1

入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社

理事長 新開 輝夫 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和3年4月2日付けで入札公告のありました令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第〇工区）に係る入札参加について、必要書類を添えて申込みます。

担当者の所属・氏名
連絡先（TEL）

【この様式は、入札説明書8(4)①で定める落札決定の順序の早い工事の申込書にまとめて添付すること。】

別記様式2

企業及び配置予定技術者の実績

会社名：

企業の実績	同種工事の施工実績	工事名	
		工期	年 月 日から 年 月 日まで
		発注機関	
		コリンズ登録番号	
配置予定技術者の実績等	配置予定技術者の氏名		
	法令による資格・免許・実務経験等	資格・免許等	
		取得年月日	
		番号	
	工事の従事経験	工事名	
		工期	年 月 日から 年 月 日まで
		発注機関	
		コリンズ登録番号	
	監理技術者資格者証	交付年月日	年 月 日
		交付番号	
		有効期限	年 月 日まで有効
	監理技術者講習修了証	修了年月日	年 月 日
修了証番号			

【この様式は、入札説明書8（4）①で定める落札決定の順序の早い工事の申込書にまとめて添付すること。】

加算点算出チェックリスト【入札参加者用】

※下記のチェック欄に✓を入れてください。なお、評価項目で該当がない場合は空欄にしてください。

評価項目	チェック欄	確認項目	
企業の能力	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は公告で設定された期間以内のものであるか？	
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は公告で設定された同種工事のものであるか？	
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績の添付資料の準備はできているか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は公告で設定された期間以内のものであるか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は公告で設定された同種工事のものであるか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は他機関発注工事のものである場合、低減率（0.94）を乗じて得たものとなっているか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点の添付資料の準備はできているか？	
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰は公社及び他団体発注工事のものであるか？	
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 優良工事表彰の添付資料の準備はできているか？	
	優良工事表彰	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は優良工事表彰の件数と合致しているか？	
	ISO9001取得	<input type="checkbox"/> ISO9001認定証の写しが準備できているか？	
	ISO14001取得	<input type="checkbox"/> ISO14001認定証の写しが準備できているか？	
	ISO9001、ISO14001取得	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか？	
技術者の能力	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は公告で設定された期間以内のものであるか？	
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績は公告で設定された2.（7）に掲げる工事のものであるか？	
	施工実績	<input type="checkbox"/> 対象工事の施工実績の添付資料の準備はできているか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は説明書で設定された5.（7）に掲げる工事のものであるか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点は他機関発注工事のものである場合、低減率（0.94）を乗じて得たものとなっているか？	
	工事成績	<input type="checkbox"/> 工事成績点の添付資料の準備はできているか？	
	CPD実績	<input type="checkbox"/> 証明書のCPD単位取得期間は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
	CPD実績	<input type="checkbox"/> 証明書の写しの準備はできているか？	
	技術者表彰	<input type="checkbox"/> 技術者表彰は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
	技術者表彰	<input type="checkbox"/> 技術者表彰の添付資料の準備はできているか？	
	技術者表彰	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか？	
	地域精進度・貢献度	地域拠点	<input type="checkbox"/> 本店所在地は説明書に記載されている地域内であるか？
		地域拠点	<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか？
災害協定等の締結状況及び活動実績		<input type="checkbox"/> 災害協定等は今年度と公社と締結しているものであるか？	
災害協定等の締結状況及び活動実績		<input type="checkbox"/> 災害協定等その内容が確認できる資料の準備はできているか？	
災害協定等の締結状況及び活動実績		<input type="checkbox"/> 活動実績は説明書で設定された期間内のもので、公社との災害協定等に基づいているものとなっているか？	
災害協定等の締結状況及び活動実績		<input type="checkbox"/> 活動実績は当該活動に係る協定等資料及び活動時期・内容を確認できる資料の準備はできているか？	
災害協定等の締結状況及び活動実績		<input type="checkbox"/> 加算点申告表で選択した加算点数は間違っていないか？	
ボランティア活動に対する表彰等		<input type="checkbox"/> ボランティア活動は愛知県内で実施した道路に係るボランティア活動となっているか？	
ボランティア活動に対する表彰等		<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
ボランティア活動に対する表彰等		<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等は国・自治体等からのものであるか？	
ボランティア活動に対する表彰等		<input type="checkbox"/> ボランティア活動に対する表彰等の添付資料の準備はできているか？	
工事中の安全に関する表彰等		<input type="checkbox"/> 工事中の安全に対する表彰等は説明書で設定された期間以内のものであるか？	
工事中の安全に関する表彰等		<input type="checkbox"/> 工事中の安全に関する表彰等の添付資料の準備はできているか？	
公社発注工事における施工中の事故等		<input type="checkbox"/> 公社発注工事における施工中の事故等により、指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けていないか？	
公社発注工事における施工中の事故等		<input type="checkbox"/> 公社発注工事における施工中の事故等により指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けた場合、説明書に記載されている減点評価期間内ではないか？	
公社以外の発注工事における施工中の事故等		<input type="checkbox"/> 公社以外の発注工事で施工中の事故等により公社より指名停止を受けていないか？	
指名停止等		<input type="checkbox"/> 公社から独占禁止法違反等による指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けていないか？	
指名停止等		<input type="checkbox"/> 公社から独占禁止法違反等による指名停止措置、文書注意又は口頭注意を受けた場合、説明書に記載されている減点評価期間内ではないか？	

【この様式は、入札説明書 8（4）①で定める落札決定の順序の早い工事の申込書にまとめて添付すること。】

別記様式 4（簡易型）

技 術 提 案 書

会社名：

技術的所見	「舗装の品質・出来形向上対策」について
-------	---------------------

(記入すべき項目)			
1) 舗装の品質・出来形向上対策についての工夫・提案			
提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	舗装（伸縮継手部付近を含む）の平坦性確保のための施工方法に関する技術提案	【例】 <ul style="list-style-type: none"> ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に) 	(資料-〇)
②	ICTを活用した現場状況の収集及び進捗管理が可能な方法に関する技術提案		

- 注) 1. 全ての技術テーマに対する提案がない場合、「標準案どおり」のみの記載では入札参加資格を認めません。
2. 原則として本様式 1 ページに記述することとしますが、追加が必要な場合は合計 2 枚までとします。
また、参考資料を提出する場合は極力少なくしてください。
3. 上記技術提案については、契約後その詳細についての提案をすることを可能とします。
4. 評価項目における技術提案は提案番号①～②の 1 項目につき 2 件の計 4 件までとします。
1 項目につき 3 件以上の提案がなされた場合は、提案順（記載順）に 1 項目につき 2 件の計 4 件までを評価対象とします。
5. NETIS に登録された技術等を記載する場合は、NETIS の登録番号を記載してください。また、参考資料として新技術情報提供システム (URL: <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>) に掲載してある内容の写しを添付してください。

【この様式は、入札説明書 8（4）①で定める落札決定の順序の早い工事の申込書にまとめて添付すること。】

別記様式 4（簡易型）

技 術 提 案 書

会社名：

技術的所見	「沿道環境に対する配慮」について
-------	------------------

(記入すべき項目)			
1) 沿道環境に対する配慮についての工夫・提案			
提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
③	都市内での施工に配慮した騒音・振動の低減対策に関する技術提案	【例】 ・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に)	(資料-〇)
④	都市内での施工に配慮した粉塵飛散防止対策に関する技術提案		

- 注) 1. 全ての技術テーマに対する提案がない場合、「標準案どおり」のみの記載では入札参加資格を認めません。
2. 原則として本様式 1 ページに記述することとしますが、追加が必要な場合は合計 2 枚までとします。
また、参考資料を提出する場合は極力少なくしてください。
3. 上記技術提案については、契約後その詳細についての提案をすることを可能とします。
4. 評価項目における技術提案は提案番号③～④の 1 項目につき 2 件の計 4 件までとします。
1 項目につき 3 件以上の提案がなされた場合は、提案順（記載順）に 1 項目につき 2 件の計 4 件までを評価対象とします。
5. NETIS に登録された技術等を記載する場合は、NETIS の登録番号を記載してください。また、参考資料として新技術情報提供システム (URL: <http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp>) に掲載してある内容の写しを添付してください。

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

令和3年4月26日に開札のありました、令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第〇工区）において、落札候補者となりましたので、別添のとおり、競争参加資格の事後審査に係る書類を提出します。

記

担当者の所属・氏名
連絡先（TEL）

同種工事の施工実績

同種工事の条件		平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして引渡し完了した、本工事と同種の工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限り、 ・同種工事の要件 名古屋高速道路、市街地における高速道路又は市街地における高速道路以外の自動車専用道路で行った、交通規制を伴う舗装面積が10,000㎡以上のアスファルト舗装の新設若しくは打換え工事をいう。
工事名等	工事名 (注1) (CORINS 登録番号)	()
	路線名	
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社
		2. 国土交通省及び自治体等 ()
	施工場所	
	施工地域区分 (注2) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域)
		2. その他の地域
	契約金額	
工期 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日	
受注形態等 (注4) (該当する番号に○を記入)	1. 単 独	
	2. 共同企業体 (%)	
工事概要	工事内容 (注5)	
	施工成績 (注6)	点
	その他	
会社が発注した同種工事の 施工実績 (注7)		工事件名 ()
優良工事表彰の有無 (注8)		工事件名 ()
ISO認証取得状況 (注9) (該当する番号に○を記入)		1. ISO9001 2. ISO14001

- 同種工事の施工実績は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績（別記様式2）に記載した工事について記載してください。
- 本様式に必要な事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

- (注1 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書(竣工時)及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ(竣工時)を添付してください。
CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事(簡易CORINSで登録した工事等)については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事を施工したことが確認できる書類を添付してください。
※ JACIC・・・一般財団法人日本建設情報総合センター
※ CORINS・・・JACICの工事実績情報サービス
- (注2 施工地域区分については、CORINS登録を確認し、市街地地域(DID地域)又はその他の地域に○を記入してください。なおCORINS登録の施工地域区分については、市街地地域(DID地域)で登録されてない場合は、実際の施工がDID地域であればそれを確認できる書類を添付してください。
- (注3 工期は、平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡し完了した同種工事を記載してください。
- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。
- (注6 工事名等に記載した同種工事の施工成績を記載してください。また、記載した評定点を確認できる書類(工事成績評定通知書の写し)を添付してください。
- (注7 工事名等に記載した同種工事とは別に、平成23年度以降申込書提出日までに元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事のうち、名古屋高速道路公社が発注した工事の施工実績がある場合は、その工事件名を記載してください。また、施工内容を確認できる図書(CORINSの写し、契約書の写し、図面など)を添付してください。
ただし、工事名等に記載した同種工事が名古屋高速道路公社発注の工事である場合、記載の必要はありません。
- (注8 平成23年度から令和2年度まで(過去10年間)に名古屋高速道路公社における優良工事表彰を受けている場合は、その工事件名を記載してください。また、表彰状の写しを添付してください。
- (注9 ISO9001及びISO14001の認証取得をしている場合、○を記入してください。また、登録証等認証を確認できる書類及び付属書等認証範囲を確認できる書類の写しを添付してください。
認証範囲とは、本入札に参加する本店、支店又は営業所が認証されていること及び認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示します。

会社名 _____

主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その1）

配置予定技術者の氏名		(生年月日を記載)
最終学歴		年 月卒業
法令による資格・免許 ・実務経験等 (注1)		
工事経験の概要 (注4)	工事名 (注2) (CORINS 登録番号)	()
	施工場所	
	契約金額	
	工期 (注3)	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注者名 (該当する番号に○を記入)	1. 名古屋高速道路公社 2. 国土交通省及び自治体等 ()
	施工地域区分 (注5) (該当する番号に○を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域) 2. その他の地域
	受注形態等 (注6) (該当する番号に○を記入)	1. 単 独 2. 共同企業体 (%)
	従事役職 (注7) (該当する番号に○を記入)	1. 現場代理人 2. 主任技術者・監理技術者 3. 担当技術者
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事内容 (注8)	
現在における他工事の従事状況	工事名 (注2) (CORINS 登録番号)	()
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	発注者名	
	従事役職	
	本工事と重複する場合の 対応措置	

- ・ 配置予定技術者は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績（別記様式2）に記載した者について記載してください。なお、配置予定技術者の変更は認めません。
- ・ 配置予定技術者の同種工事の経験は、入札参加申込時に提出した、企業及び配置予定技術者の実績（別記様式2）に記載した工事について記載してください。
- ・ 専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断できる書類（健康保険被保険者証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号をマスクしたもの））を添付してください。
- ・ 本様式に必要事項が記載されていない場合、競争参加資格無し若しくは総合評価における加算点付与の対象とはなりません（添付書類のみでは評価点の加算の対象とはなりません。）。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、競争参加資格無し若しくは評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

(注1 入札説明書5. (7)の基準を満たす資格・免許・実務経験等を記載してください。また、記載事項を確認できる書類を添付してください。

なお、監理技術者の配置を予定している場合は、あわせて監理技術者資格者証（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。（平成28年6月1日移行に発行された監理技術者資格者証であれば、裏面に監理技術者講習修了履歴が記載されているため、監理技術者資格者証（表裏とも）の添付のみで可）

(注2 工事名にCORINS登録番号を併記し、CORINSの工事カルテ受領書（竣工時）及びJACICに登録済みのCORINS工事カルテの詳細データ（竣工時）を添付してください。CORINSに登録していない工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注3 工期は、平成23年度以降申込書提出日まで元請けとして完成し、引渡し完了した同種工事を記載してください。

(注4 入札説明書5. (6)に示した、同種工事の施工実績を記載してください。

(注5 施工地域区分については、CORINS登録を確認し、市街地地域（DID地域）又はその他の地域に○を記入してください。なおCORINS登録の施工地域区分については、市街地地域（DID地域）で登録されていない場合は、実際の施工がDID地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

(注6 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。

(注7 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。

(注8 同種工事が確認できる内容を記載してください。また、記載事項を確認できる図書を添付してください。

会社名 _____

主任（監理）技術者の資格及び工事経験（その2）

配置予定技術者の氏名		
従事した同種工事の成績 過去5年間における現場代理人または主任監理技術者として (注7)	工 事 名 (注1) (CORINS 登録番号)	()
	施 工 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期 (注2)	年 月 日 ~ 年 月 日
	発 注 者 名	
	施工地域区分 (注3) (該当する番号に ○ を記入)	1. 市街地地域 (DID 地域)
		2. その他の地域
	受注形態等 (注4) (該当する番号に ○ を記入)	1. 単 独
		2. 共同企業体 () %
	従 事 役 職 (注5) (該当する番号に ○ を記入)	1. 現場代理人
		2. 主任技術者・監理技術者
従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工 事 内 容 (注6)		
施 工 成 績	点	
継続教育 (CPD) の取り組み (注8) (注9)	認定団体名	
	取得単位数	単位 (ユニット)
技術者表彰の有無 (注10)	発注機関名 () ・工事件名 ()	

- ・ 本様式に必要な事項が記載されていない場合、総合評価における加算点付与の対象とはなりません。また、記載内容を確認できる書類が添付されていない場合についても、評価点の加算の対象とはなりません。
- ・ 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 としてください。

(注1 工事名に CORINS 登録番号を併記し、CORINS の工事カルテ受領書 (竣工時) 及び JACIC に登録済みの CORINS 工事カルテの詳細データ (竣工時) を添付してください。CORINS に登録していない工事及び CORINS にて工事内容が確認できない工事 (簡易 CORINS で登録した工事等) については、契約書の写し及び施工計画書等の当該工事に従事したことが確認できる書類を添付してください。

(注2 工期は、平成 28 年度から令和 2 年度まで (過去 5 年間) に元請けとして完成し、引渡しが完了した同種工事を記載してください。

(注3 施工地域区分については、CORINS 登録を確認し、市街地地域 (DID 地域) 又はその他の地域に○を記入してください。なお CORINS 登録の施工地域区分については、市街地地域 (DID 地域) で登録されていない場合は、実際の施工が DID 地域であればそれを確認できる書類を添付してください。

- (注4 受注形態等については、単独又は共同企業体に○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 主任（監理）技術者等の技術者区分に○を記入してください。
- (注6 同種工事が確認できる内容を記載してください。また記載事項を確認できる図書を添付してください。
- (注7 平成28年度から令和2年度まで（過去5年間）における、現場代理人または主任（監理）技術者として従事した同種工事の成績が確認できる書類（CORINSの写し及び工事成績評定通知書の写し）を添付してください。
- (注8 建設系CPD協議会のうち単位証明を発行している団体からの証明書により、令和2年度に取得したCPD単位（ユニット等）の取得状況を記載し、建設系CPD協議会の加盟団体が発行した証明書を添付してください。
- (注9 証明書は、建設系CPD協議会の加盟団体が発行したものに限り評価対象とし、その他の団体が発行した証明書は評価の対象としません。なお、証明書記載の単位の取得状況について、受講証等により確認を求めることがあります。
- (注10 平成28年度から令和2年度まで（過去5年間）における公社、国土交通省及び自治体等が発注した工事に対して、技術者表彰を受けたことがあれば、発注機関名及び工事件名を記載し、表彰状の写しを添付してください。（受賞者名が個人名である必要があります。会社名の場合は認められませんのでご注意ください。）

会社名 _____

災害復旧等の貢献・実績
ボランティアによる地域貢献

災害協定等の名称 (注1)	協定等名 ()
災害協定等に基づく活動実績 (注2)	活動時期 (年 月) 活動内容 ()
地域貢献に対する表彰等の実績 (注3 (注4 (注5	行政機関名 () 活動内容 ()

- (注1 令和3年度、公社と災害協定等を締結していれば、協定の名称を記載し、協定書等の写しを添付してください。なお、災害協定等には除雪の支援に関する協定も含まれます。
- (注2 平成28年度以降申込書提出日までに、公社との災害協定等に基づく活動実績があれば、活動時期と活動内容を記載し、その時期と内容がわかる書類の写しを添付してください。なお、災害協定等に基づく活動実績には、緊急的な応急復旧工や雪氷対策等のように、通常の契約であっても休日・夜間を問わない作業実績も含まれます。
- (注3 平成28年度以降申込書提出日までに愛知県内で実施した「道路に係わる」ボランティア活動により、行政機関から表彰又は感謝状等を受けている場合は、表彰等を行った行政機関名と表彰を受けた活動内容を記載し、表彰状又は感謝状の写し及び愛知県内で活動した実績のわかる書類を添付してください(防犯・交通安全等に係わるものは評価の対象とはなりません。)
- (注4 表彰状又は感謝状の宛名が団体名となっている場合は、貴社が参加したことを証明する、表彰又は感謝状を受けた団体が発行した証明書を添付してください。
- (注5 表彰状や感謝状において「道路に係わる」ボランティア活動のものであるかどうか判断できない場合は、「道路に係わる」ことが判断できる書類を添付してください。なお、表彰状等の写しが「道路に係わる」ことを判断できない場合は、評価の対象としません。

安全工事に関する表彰実績 [工種は問わない]

工事名称等	工事名称	
	発注者名 (注2)	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
(注1)	受注形態等 (注4) (該当する番号に○を記入)	1. 単 独
		2. 共同企業体 (%)
		3. 下請け (注5)

- (注1 国土交通省若しくは自治体等の発注機関から、平成28年度以降申込書提出日までに工事中の安全に関する、表彰又は感謝状を受けている場合(元請け、下請けは問わない。)は、工事名称等を記入し、その表彰状又は感謝状の写しを添付してください。
- (注2 民間企業からの表彰等は認めませんが、高速道路会社等の発注機関からの表彰等については、評価対象とします。
- (注3 工事中の安全管理、無事故、無災害など、工事の安全に関する事項が明確にわかる表彰状又は感謝状を評価対象とし、優良工事表彰等については評価の対象としません。工事の安全に関する事柄がわかる書類を添付してください。
- (注4 受注形態等については、単独、共同企業体又は下請けのいずれかに○を記入し、共同企業体の場合は出資比率を記載してください。
- (注5 下請けとしての表彰状、感謝状は会社に対するものに限ります(元請けが表彰された工事に下請けとして従事した場合は対象としません。)

別記様式9（この様式は、同一内容のものを参加を希望する全ての工事に必ず提出すること。）

参加を希望する工事の一覧

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

落札決定の 順序	工事名	参加希望の有無（※）
1	令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第3工区）	【記入例】 「○」、「×」
2	令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第4工区）	【記入例】 「○」、「×」
3	令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第1工区）	【記入例】 「○」、「×」
4	令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）	【記入例】 「○」、「×」

※ 「参加希望の有無」は、以下のとおり記載すること。

- （1）参加を希望する工事…「○」
- （2）参加を希望しない工事…「×」

（注）申込書及び技術資料の提出にあたっては、入札説明書（別添資料3）「提出書類作成に当たっての注意事項」を必ず確認してください。

担当者の所属・氏名
連絡先（TEL）

名古屋高速道路公社
理事長

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書

件名：

<p>技術提案の内容の 審査結果に対する 説明要求内容</p>	<p>以下のような技術提案へのアドバイスとなる内容についてはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えてください。・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えてください。・もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか。
---	---

第 号
年 月 日

様

名古屋高速道路公社
理事長

技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書について（回答）

年 月 日付けで貴社から提出のあった技術提案の内容の審査結果に対する説明要求書の回答については、下記のとおりです。

記

工 事 成 績 確 認 書

〇〇年〇〇月〇〇日

名古屋高速道路公社
理事長 新開 輝夫

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工 事 名 : 〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
工 期 : 〇〇年〇月〇〇日~〇〇年〇月〇〇日
受 注 者 名 : 〇〇〇〇 株式会社 (現「△△ 株式会社」)

現場説明書（工事）

工 事 名 令和3年度高速3号大高線舗装修繕工事（第2工区）
工 事 場 所 高速3号大高線 大84～大130
工 事 期 間 契約締結日の翌日から令和4年2月28日まで
入 札 年 月 日 入札説明書のとおり
入 札 場 所 入札説明書のとおり

1 入札上の注意

- (1) 入札その他の取扱いは、名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得及び名古屋高速道路公社電子入札要領によるものとする。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札金額は、設計図書（別冊の図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ）により積算すること。
- (4) 説明事項及び特記仕様書は、共通仕様書に優先するものであるから、同一事項について二様に示されているときは、説明事項及び特記仕様書によるものとする。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。
- (6) 説明の際に渡された設計図書は、入札の日に持参し、返却するものとする。
- (7) 調査基準価格（有）
- (8) 設計書単価適用月 令和3年3月単価適用
※ 上記単価適用月の単価は、工事請負契約書第26条第5項に基づく単品スライド額を算定する際の基準となる「変動前単価」とする。

2 契約上の注意

- (1) 落札者は、直ちに消費税法及び地方税法に基づく課税事業者であるか免税事業者であるかの旨を届け出るものとする。
- (2) 契約書は、別添工事請負契約書（案）により作成するものとする。
- (3) 落札者は、工事請負契約書（案）の提出と同時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 契約は、落札決定の日から7日以内に締結するものとし、契約締結の効力は、当該契約について契約書に名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）及び落札者が記名押印した時に確定する。
- (5) 受注者は、契約締結後7日以内に着工届（様式第1）、現場代理人・主任（監理）技術者等届（様式第2）及び工程表（様式第3）を提出するものとする。

3 代金の支払等

(1) 前払金（有）

前払金は、契約締結後、公社が別に通知した日以降において保証事業会社の保証証書を寄託した場合には、請負代金額の10分の4以内の額を前払金請求書（様式第4）により請求することができる。

なお、工事中止を命じた場合には前払金を返還させることがある。

(2) 部分払金（有）

部分払金は、工期中1回以内で、出来高に応じその10分の9以内の額を既済部分代金請求書（様式第5）により請求することができる。この場合においては、あらかじめ既済部分検査申請書（様式第6）を提出しなければならない。

なお、前払金の支払を受けているときは、出来高に応じ前払金の一部を部分払金から減額する。

(3) 工事がしゅん功したときは、しゅん功届（様式第7）を提出するものとする。また、検査に合格したときは、目的物引渡書（様式第8）を提出するものとする。

しゅん功代金は、しゅん功代金請求書（様式第9）により請求するものとする。

4 様式の提出部数

様式 番号	様式名	提出部数	
		正	副(写し)
1	着工届	1	1
2	現場代理人・主任（監理）技術者等届	1	1
3	工程表	1	1
4	前払金請求書	1	1
5	既済部分代金請求書	1	1
6	既済部分検査申請書	1	1
7	しゅん功届	1	1
8	目的物引渡書	1	1
9	しゅん功代金請求書	1	1

（注）提出先は、監督員とする。

指 導 事 項

1 建設工事の適正な施工の確保について

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

(2) 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者、専任の監理技術者又は専任の監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注

者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。

- (3) 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者で、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合においては、発注者から請求があつたときは、資格者証を提示すること。
- (4) (1)から(3)までのほか、建設業法等に抵触する行為を行わないこと。

2 建設業退職金共済制度について

- (1) 受注者は、自ら雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- (2) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。
- (3) 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1か月以内に、発注者に提出すること。
なお、工事契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- (4) 受注者は、(3)の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があつた場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3)の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があつた場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。
- (5) 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。
- (6) 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な受注者については、指名等において考慮することがある。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。
- (8) 受注者は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部から工事現場に建設業退職金共済制度事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があつた場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

様式第 1

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

着 工 届

1 工 事 名

2 契約年月日 年 月 日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年 月 日

上記工事は、 年 月 日着工しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

現場代理人・主任（監理）技術者等届

- 1 工 事 名
- 2 着工年月日 年 月 日
- 3 完 成 期 限 年 月 日
- 4 氏 名 現場代理人 (経歴書添付)
主任技術者 (経歴書添付)
監理技術者 (経歴書添付)
監理技術者補佐 (経歴書添付)
専門技術者 (経歴書添付)

上記の者を選任しましたので届出ます。

(備考) 経歴書には、資格者証、監理技術者講習修了証等の写しを含むものとする。

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

工 程 表 の 提 出 に つ い て

下記工事の工程表を別紙のとおり提出します。

記

- 1 工 事 名
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 契約金額 金 円
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

工 程 表

工 種	年 月 日 数 量	年 月		月		
		10	20	10	20	10

様式第 4

前 払 金 請 求 書

金 _____ 円也

ただし、(工事名)
上記のとおり請求します。

前払金

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

- 1 契 約 金 額 金 円
2 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
3 前払金限度額 金 円
4 前払金保証金額 金 円
5 保 証 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
6 保 証 会 社 名

(前払金保証証書添付)

指定振込銀行	預 金 種 別	口 座 番 号	口 座 名 義 人
銀行 支店	別口普通預金		(フリガナ)

- (備考) 1 振込口座は、前払金専用の「別口普通預金口座」を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 5

既済部分（第 回）代金請求書

金 _____ 円也

ただし、(工事名) _____ 既済部分代金
 上記のとおり請求します。

年 月 日

名古屋高速道路公社
 理事長 様

住 所
 受注者
 氏 名

1 契 約 金 額 金 円
 (税抜額(A) 円)

2 前 払 金 受 領 額 金 円
 (税抜額(B) 円)

3 既済部分代金受領額 金 円
 (税抜額(C) 円)

4 既済部分に対応する 金 円
 税抜請負金額(D)

5 今回請求し得る金額

(1) 今回部分払をし得る税抜額(E)

$$D \times \left(\frac{9}{10} - \frac{B}{A} \right) - C = \text{円}$$

(2) 消費税及び地方消費税相当額

%相当額 円

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6

既済部分（第 回）検査申請書

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

下記工事の部分払を請求したいので、既済部分検査を申請します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契 約 金 額 金 円
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

し ゅ ん 功 届

1 工 事 名

2 契約年月日

3 契約金額 金 円

4 完成期限 年 月 日

上記工事は、 年 月 日しゅん功しましたので届出ます。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住 所
受注者
氏 名

目 的 物 引 渡 書

工 事 名

上記工事は、 年 月 日しゅん功検査に合格しましたので引き渡します。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 9

しゅん功代金請求書

金 _____ 円也

ただし、(工事名)
ます。

しゅん功代金を上記のとおり請求し

年 月 日

名古屋高速道路公社
理事長 様

住所
受注者
氏名

- | | | | |
|---|--------------------------|---|---|
| 1 | 契 約 金 額 (A) | 金 | 円 |
| 2 | 前 払 金 受 領 額 (B) | 金 | 円 |
| 3 | 既 済 部 分 代 金 受 領 額 (C) | 金 | 円 |
| 4 | 請 求 額
(A) - (B) - (C) | 金 | 円 |

指定振込銀行	預金種別	口座番号	口座名義人
銀行 支店	預金		(フリガナ)

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。